

(1)障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援。

※本補助金の交付は、予算(国から府に交付される補助額)の範囲内で行います。

(1)―1.補助対象経費

内容		補助対象事業所	補助対象経費(注1)
(1)	利用者又は職員に感染者が発生した場合	下記「(3). 補助対象事業所」参照 ※1から※5の事業所	1. 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用 ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 イ 施設・事業所の消毒・清掃費用 ウ 感染症廃棄物の処理費用 エ 感染者又は感染者と接触のあった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 2. 代替サービス実施に係る費用(代替サービス提供期間の分に限る)
(2)	感染者と接触があった者に対応した場合	※2から※4の事業所	ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 イ 代替場所の確保費用(使用料) ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 エ 代替場所や利用者宅への旅費 オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)
(3)	発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した場合	※4施設入所支援及び 共同生活援助 (行政検査となった対象者を除く)	3. 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件(注3)のもと、実費で検査を実施した障害者支援施設等 オ 一定の要件に該当する自費検査費用
(4)	当該事業所の職員により、利用者の居宅等を訪問(注2)し、できる限りのサービスを提供した場合	※1に該当する事業所 (上記(1)a、(2)、(3)で申請した事業所を除く。)	4. 居宅等を訪問してサービスを提供する場合に必要な経費 (上記「2. 代替サービス実施に係る費用(代替サービス提供期間の分に限る)」と同様)

(注1)補助対象経費は、令和 4 年4月1日から令和 5 年3月31日までの期間に生じた経費(令和 4 年度経費)、令和 5 年4月1日から令和 6 年3月31日までの期間に生じた経費(令和4年度経費)です。

対象期間(令和4年4月1日から令和 6 年3月 31 日)を通じた金額ですので、上限額を超えての申請はできませんので、ご注意ください。

なお、令和 4 年度(対象期間:令和 4 年4月1日から令和 5 年3月 31 日まで)の申請をされていない場合、令和 5 年度の補助上限額とは別に、令和 4 年度の補助上限額まで申請が可能です。(令和 4 年度に既に本補助金の助成を受けている事業所は、令和 4 年度分は申請できませんので、ご注意ください。)

(注2)「当該事業所の職員により、利用者の居宅等を訪問」によるサービスを行った事業所とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

(注3)大阪府ホームページ「大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱別添」参照。

(2)障がい福祉サービス等事業所との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援。

※本補助金の交付は、予算(国から府に交付される補助額)の範囲内で行います。

(2)―1.補助対象経費

内容		補助対象事業所	補助対象経費(注1)
(1)	上記「(1)障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業」に該当する事業所等に対し、協力する事業所	下記「(3). 補助対象事業所」参照 ※1から※5の事業所	1. 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ア 追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
(2)	感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業(注2)した事業所等に対し、協力する事業所		

(注1)対象経費は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に生じた経費(令和4年度経費)、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に生じた経費(令和5年度経費)です。

対象期間(令和4年4月1日から令和6年3月31日)を通じた金額ですので、上限額を超えての申請はできませんので、ご注意ください。

なお、令和4年度(対象期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の申請をされていない場合、令和5年度の補助上限額とは別に、令和4年度の補助上限額まで申請が可能です。(令和4年度に既に本補助金の助成を受けている事業所は、令和4年度分は申請できませんので、ご注意ください。)

(注2)「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

(3)上記「(1)障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業」及び「(2)障がい福祉サービス等事業所との協力支援事業」にかかる補助対象事業所

以下のいずれかに該当する事業所であること。

※本事業の対象は、政令市・中核市内にある事業所等を除きます。ただし、所在地が中核市の障がい児入所施設は本事業の補助対象に含まれます。

(3). 補助対象事業所

対象となるサービス種別		
(1)	※1 通所系サービス	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス
(2)	※2 短期入所サービス事業所	短期入所
(3)	※3 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援
(4)	※4 障がい者支援施設等	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設
(5)	※5 相談支援事業所	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障がい児相談支援